

# 改善要望・改善報告書

施設の名称 東大阪市立市民多目的センター

令和 6 年度

## 第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

| No. | 観点   | 要改善事項   | 指定管理者・施設担当課による改善報告<br>(令和8年2月6日時点)                        |
|-----|------|---|---|
| 1   | 労働環境 | <b>【指定管理者】</b><br>健康診断結果の把握<br>(健診結果の所見欄に要再検査・要精密検査・治療中となっている方に対して、労働安全衛生法に基づき、産業医の意見を聴取して就業上の措置に関する判断を行う義務があるので、把握していただきたい。) | 総務部門にて、令和7年度末までに各事業所職員全員が健診を終了した後、地域産業保健センターの医師に意見を求めていく。 |